

公募型プロポーザル
参加表明書作成における「よくあるお問合せ」(FAQ)

1. 参加表明書の提出

No.	質問	回答
①	参加表明書以外に実績を証明する書類の提出は必要か。	参加表明書の提出時には必要ありません。 (委託先に特定された場合に提出を求めます。説明書「IV 委託先候補事務所特定後の提出物」を参照ください。)
②	事務所概要 ^{※1} は参加表明書の提出時点までに提出するのか。	必要です。
③	設計共同体で参加する場合、事務所概要 ^{※1} は一緒に提出しなければいけないのか。	取りまとめていただく必要はありませんが、設計共同体を構成する事務所すべてについて、参加表明の提出締切日までの提出が必要です。
④	設計共同体で参加する場合、協定書の押印は不要なのか。	参加表明書の提出時点には、押印された書面の提出は必要ありません。 なお、一次審査を通過された場合は、ヒアリング対象者向けに実施する説明会で押印された書面を提出してください。

2. 参加資格

No.	質問	回答
①	神戸市内に本店を有する事務所と神戸市外に本店を有する事務所で設計共同企業体を組む場合、神戸市内に本店を置く場合として評価されるのか。	神戸市内に本店を有する事務所の業務分担率(委託料の配分割合と同義)が1者につき30%以上の場合は、神戸市内に本店を置くものとみなします(説明書「II プロポーザルの参加条件等(1. 参加形態)」に記載)。
②	設計共同体で参加する場合、管理技術者と総合(意匠)主任担当技術者は頭となる事務所(代表設計事務所)に属していないといけないのか。	お見込みの通りです(説明書「II プロポーザルの参加条件等(2. 業務実施上の条件)」に記載)。
③	協力事務所について、同じプロポーザルに参加する他事務所の協力事務所としての重複は可能か。	業務の再委託先としての協力事務所であれば重複可能です。 (設計共同体の構成事務所は重複しての応募はできません。)
④	過去に指名停止になった事務所でも参加可能か。	参加表明書の提出時点で、指名停止期間中であれば参加可能です。
⑤	総合(意匠)担当主任技術者は一級建築士でなくてもよいのか。	参加要件ではないので構いません。ただし、資格の有無は技術者資格評価における扱いが異なります。
⑥	各担当主任技術者は兼任可能か。	管理技術者、各分野担当主任技術者はそれぞれ1名の配置とし、兼任を不可としています(説明書「II プロポーザルの参加条件等(2. 業務実施上の条件)」に記載)。
⑦	親会社から出向している職員を管理技術者とし	参加表明書提出日以前に提出者と3か月以

	て選任したい。実際、子会社である当社で管理技術者として携わっているものもある。当該職員を当社からの管理技術者として選任してよいのか。	上の雇用関係があり、業務を受託した場合に、当該業務期間内に従事することを担保できるのであれば支障ありません。
--	--	--

3. 参加表明書「事務所の体制」

No.	質問	回答
①	『事務所の体制』欄に記入する人数は、「本設計業務委託に配置する技術者数」を記載するのか。	事務所全体の技術者総数を記載します。設計共同体の場合は、設計共同体を構成するすべての事務所の合計の人数を記載してください。
②	同一施設の工事を続けて設計しているが、契約は分かれている。一の契約は実績となる規模には満たないが、複数の契約を合わせて一の実績として判断してもよいのか。	各契約で工事が完結するものについては、それぞれ別の設計として実績に該当するかを判断してください。同一の施設であっても、それぞれの契約の設計内容が一体的でないものは一の実績にはなりません。
③	指定時期以前に、本体工事の設計が完了したが、その後追加等業務が指定時期以降まで続いた業務は、実績となるか。	本体工事の設計が指定時期以前に完了している場合は、実績とはなりません。
④	マスタープランの作成は実績となるか。	基本計画であると考えられるので、該当しません。
⑤	協力事務所となる設備設計事務所が他の事務所から下請けした業務を実績として記載してもよいのか。	協力事務所の実績は、事務所の実績欄への記載はできません。 (管理技術者、総合（意匠）主任技術者以外の分野において協力事務所から技術者を配置する場合は、技術者の実績欄へ記載していただいて構いません。)
⑥	実績について、PUBDIS 登録等の証明は必要か。	参加表明書の提出時には必要ありません。 なお、委託先候補事業者として特定された場合は、実績として証明できる書面を提出していただきます。
⑦	神戸支店で事務所概要へは登録しているが、市外本店の実績を記載することは可能か。	構いません。

4. 参加表明書「技術者の経歴等」

No.	質問	回答
①	参加表明書に記載する「経験年数」はいつ時点のものか。	参加表明書提出時点です。月は年単位で切り上げてください。 ※例：1 年目社員（9 か月）については「1 年」
②	協力事務所を技術者として配置する場合、協力事務所が評価される項目は、若手技術者を登用する場合だけと理解してよいのか。	評価要領中「3.（1）事務所の実力」（実績、人数）については、協力事務所は評価の対象となりませんが、「3.（2）配置技術者（管理技術者及び各主任担当技術者）の経験及び能力」については、管理技術者及び総合（意匠）主任技術者を除き、協力事務所職員を配

		置する場合は、当該担当者は評価の対象となります。
③	同一施設の工事を続けて設計しているが、契約は分かれている。一の契約は実績となる規模には満たないが、複数の契約を合わせて一の実績として判断してもよいか。	3. ②の通り。
④	指定時期以前に、本体工事の設計が完了したが、その後追加等業務が指定時期以降まで続いた業務は、実績となるか。	3. ③の通り。
⑤	マスタープランの作成は実績となるか。	3. ④の通り。

5. 参加表明書「若手技術者の経歴等」

No.	質問	回答
①	若手技術者は、事務所の若手技術者の総人数ではなく、本設計業務委託に配置する技術者数を記載するのか。	お見込みの通りです。本設計業務に配置する若手技術者を記載してください。なお、設計共同体、協力事務所の若手技術者も記載しても構いません。ただし、いずれも地元企業（本店を市内に有する者をいう。）に属する者に限ります。
②	『若手技術者の経歴等』欄に記入する役職は、「各社内での役職」（例：部長・課長・主任・スタッフ等）を記載してよいか。	お見込みの通りです。所属する組織（事務所名）と役職を記載してください。
③	若手技術者は協力事務所の派遣職員でも記載可能か。	本業務に携わる若手技術者であれば、協力事務所でも記載可能でです。なお、協力事務所と取り交わしを行い、協力事務所に属しているということであれば、派遣職員の記載も可能です。

6. 参加表明書「自己採点表」

No.	質問	回答
①	採点が合っているかを事前に確認してほしい。	事前の確認はできません。なお、受付後、採点結果に疑義がある場合は、事務局よりご連絡しますので、様式に記載の通り、採点内容に関するお問い合わせはご遠慮ください。

7. その他

No.	質問	回答
①	事務所概要 ^{※1} は入札参加資格審査申請とは別か。	貴見の通りです。本市行財政局契約監理課宛てに提出する入札参加資格審査申請とは異なり、外注委員会事務局（建築住宅局技術管理課）宛てに提出いただいています。

※1 設計事務所名簿への登録（事務所情報の提供依頼）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/koukyou/s04.html>